

学校給食センター運営委員会会議次第

日時：令和4年8月18日（木）

午後1時30分～

場所：学校給食センター 研修室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員及び職員紹介

5 報告事項

(1) 学校給食センター事業について（報告）

① 昨年度事業概要について

6 協議事項（諮問事項）

(1) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について

(2) 小・中学校及び給食センターの職員の給食費の見直しについて

(3) 給食費の徴収事務の見直しについて

7 その他

8 閉 会

守谷市立学校給食センター運営委員会委員名簿

任期：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
(敬称略)

	氏名	所属	委嘱区分	備考
1	しむら のりこ 下村 典子	高野小学校長	第5条第2項第1号	令和4年4月1日～
2	いわせ よしのぶ 岩瀬 良伸	郷州小学校長		
3	ふるはし まさゆみ 古橋 雅文	松前台小学校		令和4年4月1日～
4	きのした えつろう 木下 悦郎	松ヶ丘小学校長		
5	いけだ やすし 池田 恭	御所ヶ丘中学校長		令和4年4月1日～
6	なかの ひろし 中野 比呂志	けやき台中学校長		
7	はねなかた みどり 羽中田 みどり	大井沢小学校PTA	第5条第2項第4号	令和4年4月1日～
8	ふるや せいじ 古谷 誠二	大野小学校PTA		令和4年4月1日～
9	ながい ゆうすけ 永井 祐介	守谷小学校PTA		令和4年4月1日～
10	よしだ あゆみ 吉田 あゆみ	黒内小学校PTA		
11	よこやま ひでき 横山 秀樹	御所ヶ丘小学校PTA		令和4年4月1日～
12	ひぐち さやこ 樋口 沙矢子	守谷中学校PTA		
13	おかだ まさき 岡田 昌樹	愛宕中学校PTA		
14	うさみ けい 宇佐見 敬	学校薬剤師	第5条第2項第3号	
15	こばやし ただし 小林 禎	学校医	第5条第2項第2号	
16	ながせ そうじ 永瀬 宗重	学校医		
17	ひらやま まりこ 平山 麻理子	学識経験者	第5条第2項第5号	
18	ふるや ゆみこ 古谷 由美子	学識経験者		

学校給食センターの事業について（報告）

令和3年度の給食センターの事業について、次のとおり報告します。

1 給食センター事業の目標

【学校給食法で定める7つの目標】

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

2 取組項目及び主な取組概要と評価

【取組項目1】

正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成、栄養管理と健康増進、食のあり方について教育の一環として給食を実施する。

① 正しい食習慣など、給食を通して学ぶ食育を推進する

<主な取組概要と評価>

食材の栄養、献立の内容、郷土食などを紹介した「栄養指導資料」を各学校に配布（年10回）や、献立表や食と健康についてなどを説明した「給食だより」を市ホームページに掲載（年10回）することを継続して取り組みました。

食前・食後のあいさつについては、飛沫感染防止策を講じながら指導を行いました。

※給食の実施状況（学校臨時休業による変更後の提供日数）

小学校 182日（当初予定203日）、中学校 183日（当初予定204日）

※令和4年3月現在提供数 約6,625食/日（令和3年3月現在 6,558食/日）

② 食品ロスを抑えるよう努める。

<主な取組概要と評価>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、8月25日から学校が休業となり、10月4日から給食を再開した際は、学校関係主管課や献立を作成する栄養教諭等と情報を共有し、工夫をすることで食品ロスを抑えることができました。

なお、給食費の徴収率は次のとおり。

※給食費の収納率（現年度分）

令和3年度 99.89%（13校中10校100%）

令和2年度 99.91%（13校中10校100%）

③ 安全安心で児童生徒の意見が尊重されるよう給食を提供する。

<主な取組概要と評価>

献立と本日の給食の写真を市ホームページに掲載し、給食に関する情報提供に努めた。献立は各学校の給食主任による献立会議を開催して各校の意見を取り入れたり、地元産食材の利用や他県の郷土料理の紹介などにも取り組みました。

また、新型コロナウイルスで影響を受けている水産事業者を支援する事業を活用した給食(いわしの生姜煮)を提供しました。

放射性物質検査については、調理した献立(2献立)を検査し、検査結果を毎日市ホームページに掲載して、給食の安全性について情報提供を図ることができました。

<茨城を食べようウィーク献立>



▲ 豚肉とセロリのケチャップ炒め、ツナサラダ、春色のチャウダー、米パン、牛乳

<ありがとう給食センター献立>



▲ ワカサギのから揚げ、豚肉と大根の甘辛煮、鳥鍋汁、味噌梅干(こじゆいのイラストと38年間ありがとうの文字入り)、ご飯、牛乳

④ 食物アレルギーを有する児童生徒の情報共有を図り、事故防止に務める

<主な取組概要と評価>

食物アレルギーを有する児童生徒の保護者に献立明細等を配布し、保護者から給食の喫食を判断するための「給食確認票」の提出を受け、保護者、学校及び給食センターが情報を共有し、食物アレルギーによる事故防止に努めました。(事故発生なし)

また、2献立制を活用して、希望により他の献立と変更するなど、できるだけ給食を食べられるように努めました。

【取組項目2】

学校給食を安全・安定して供給するため、徹底した衛生管理を行う。

① 安心・安全で安定した学校給食を提供する。

<主な取組概要と評価>

衛生管理マニュアルを徹底するとともに、施設の定期的な点検(水質検査・食品衛生検査等)を行い、食中毒等の事故はありませんでした。

② 設備を適切管理し、安定した給食の提供を図る。

<主な取組概要と評価>

調理機器等のメンテナンスを定期的に行っているため、設備の老朽化等による不具合が発生した場合においても、停止するような事故等はなく、給食を安定して供給することができました。

【取組項目 3】

安定した施設の運営を図るため、改築事業に取り組む。

① 令和4年4月に新給食センターを供用開始するよう準備を進める。

<主な取組概要と評価>

給食センター棟を竣工し、調理や配送のリハーサルに着手できました。



▲給食センター棟竣工記念式典



▲新しい調理機器

守教委発第313号
令和4年8月5日

学校給食センター運営委員会
委員長 永瀬 宗重 様

守谷市教育委員会
教育長 町田 香



学校給食センター運営委員会への諮問について

標記のことについて、守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定について
- (2) 小・中学校及び給食センターの職員の給食費の見直しについて
- (3) 給食費の徴収事務の見直しについて

2 諮問理由

諮問事項(1)については、食物アレルギーに関する正しい知識を保護者、学校、教育委員会などが共通認識することで事故を防止し、全ての児童生徒が安全で、楽しい学校生活を過ごすことを目的に、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの策定を諮問するものです。

諮問事項(2)については、給食の食材費等、物価の値上がりが続いていることから、児童・生徒以外の給食費の見直しを諮問するものです。

諮問事項(3)については、教職員の働き改革の一環として、現在小・中学校長に委任している学校給食費の徴収事務を、市が直接徴収することについて、諮問するものです。

守谷市
学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル
(案)

令和4年10月

目次

第1章 基本方針.....	1
1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方.....	1
2 食物アレルギー対応委員会.....	4
3 学校給食における主な対応方法.....	5
4 対応申請の確認から対応開始までの流れ.....	8
第2章 給食センターの対応.....	9
1 給食センターでの献立作成・調理.....	9
2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について.....	10
第3章 教室での対応.....	13
1 給食の時間における配慮.....	13
2 レベル別の教室での対応.....	13
第4章 学校給食における事故発生時の対応.....	15
1 事故発生時の対応.....	15
2 事故発生時の関係機関連絡体制.....	16
3 緊急時の対応(参考).....	17
参考資料.....	22
資料.....	22

第1章 基本方針

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 目標

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全、かつ楽しく過ごすことができるようにします。

(2) 原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。
そのためにも安全性を最優先とします。
- 食物アレルギー対応委員会などにより組織的に対応します。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。
- 安全性確保のため、原因食物完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 学校及び給食センターの施設設備、人員などを鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行いません。
- 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援します。

(3) 実施基準

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に給食での対応を実施します。

- (1) 医師により食物アレルギーと診断され、学校給食での管理が必要であると指示がなされている。（原則としてアレルギー専門医の診断とする。）
- (2) 症状などに変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年、医師が診断した「学校生活管理指導表」の提出がある。
- (3) 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去などの対応を行っている。
- (4) 学校生活管理指導表をもとに、校内で「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応を検討・決定している。

(4) 用語解説

ア 食物アレルギーとは

文部科学省は「[学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）](#)」（以下、ガイドラインといいます。）で、食物アレルギーの定義として「一般的には食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます」と示し、治療としては「管理は『正しい診断に基づく必要最小限の除去』です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去をすることが大切です。」と示しています。

イ アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。

ウ 原因食物とは

ガイドラインでは、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下、管理指導表といいます。）に示されている原因食物について「食物アレルギーはあらゆる食物が原因となりますが、平成23年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査では学童～高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。木の実類（クルミ・カシュー・アーモンドなど）も最近増えており、アーモンドが令和元年に加工食品のアレルギー推奨表示の項目に新たに加わりました。」と示しています。

本マニュアルでは原因食物として鶏卵を「卵」、牛乳・乳製品を「乳」と表します。

エ 同一工場、製造ラインとは

消費者庁は「[加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（令和3年3月）](#)」で意図しない混入への対応について「食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料などが意図せず最終製品に混入されてしまう場合があります。」とし、「意図しない混入防止策の徹底を図ることが大前提であり…十分な対策を図っても、混入の可能性を排除できない場合には注意喚起表示を行う。」と規定しています。

文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」

（以下、対応指針といいます。）では、「以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します」とし、その中で「加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある」と挙げています。

給食センターでも、料理に原材料として使用してはいなくても、同じ施設内で原因食物を扱っています。

弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエビベン®所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※a)～f)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

オ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)とは

ガイドラインでは、管理指導表について「アレルギー疾患の児童生徒などに対する取組を進めるためには、個々の児童生徒などについて症状などの特徴を正しく把握することが前提となります。」「管理指導表は個々の児童生徒などについてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。」と示しています。令和4年4月より診療情報提供として診療報酬の算定の対象となり、保険適用となりました。

2 食物アレルギー対応委員会

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置と役割

対応指針では、食物アレルギー対応委員会について「校長を責任者とし、関係者で組織します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促します。」と示しています。

また、「なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。…このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要があります。」と、全ての学校で設置する必要性を挙げています。

(2) 委員構成例と主たる役割例

◎委員長 校長(対応の総括責任者)

○委員

- ・副校長・教頭(校長補佐、指示伝達、外部対応)※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭(教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応)
- ・養護教諭(実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止)
- ・栄養教諭・学校栄養職員(給食調理・運営の安全管理、事故防止)
- ・保健主事(教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭などの補佐)
- ・給食主任(栄養教諭などの補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底)
- ・関係学級担任・学年主任(安全な給食運営、保護者連携、事故防止)

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医などを加えます。

3 学校給食における主な対応方法

学校給食における食物アレルギー対応には、以下のような種類があります。

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）
- レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止）
- レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食提供）

各対応レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や対応を行うための学校及び給食センターの施設状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、校内の「食物アレルギー対応委員会」が行います。

また、保護者の要求のままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性を高めてしまいます。学校給食の食物アレルギー対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものです。

(1) レベル1 詳細な献立表対応

学校給食の原材料を詳細に記した献立表「詳細献立表」を家庭に配付し、「喫食確認表」をもとに保護者や学級担任などの指示、もしくは児童生徒自身の判断で学校給食から原因食物を除去しながら食べる対応です。

<対象>

- ・単品で提供されるもの（例 果物など）について、本人が原因食物を取り除くことができる場合。

<注意点>

- ・給食センターは、詳細献立表の作成に当たって、記入漏れや間違いがないように必ず複数の関係者が確認します。
- ・保護者は、毎月詳細献立表を確認し、喫食確認表に喫食の有無を記入して学校へ提出します。
- ・保護者には、児童生徒本人に取り除く食品をよく理解させておくことについて協力を求めます。
- ・学校担任は、給食前に必ず喫食確認表を見て配食し、誤配を防ぎます。
- ・学級担任は、原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・学級担任は、不在時の対応（代理者などへの伝達）を明確にします。

(2) レベル2 弁当対応(一部弁当対応、完全弁当対応)

給食において、除去が困難で、対応ができない場合に弁当を持参できます。なお、レベル1同様、詳細献立表と喫食確認表を家庭に配付します。

ア 一部弁当対応

<対象>

- ・原因食物を料理に使用しており、除去が困難な場合。
※守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。

<注意点>

- ・保護者は、喫食確認表に弁当の持参について記入し、学校に提出します。
- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・学校担任は、給食前に必ず喫食確認表を見て弁当の有無を確認します。
- ・食べられないおかずがあった場合でも、給食費の返金の対象とはしません。
(飲用牛乳を除く)

イ 完全弁当対応(給食停止)

<対象>

- ・原因食物の種類が多い場合や、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合。

<注意点>

- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・給食費は徴収しません。

(3) レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)

申請のあった原因食物（飲用牛乳）を除いた学校給食を提供します。本来は、レベル3は除去食対応ですが、守谷市では飲用牛乳のみ提供を中止し、給食費の減免対応を行います。

<対象>

- ・食物アレルギーなどにより継続して3ヵ月以上牛乳の飲用を中止し、月を通じて牛乳を飲用しない場合。

<注意点>

- ・食物アレルギーでない場合も減免対応を行いますが、事故防止のため、原則として主治医などの診断を求めます。
- ・飲むヨーグルトなどが提供される場合も、同様の対応を行います。
- ・給食費においては、[守谷市給食費取扱要綱](https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki_honbun/e084RG00000238.html)により、減額します。

守谷市給食費取扱要綱

https://www1.g-reiki.net/city.moriya/reiki_honbun/e084RG00000238.html

(4) レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)

申請のあった原因食物【卵（鶏卵）・乳（牛乳・乳製品）】を学校給食の主食や料理から除き、別の食品を用いて給食を提供します。該当する料理（汁物やデザートも含む）に限り、専用の容器で代替食を提供します。

<対象>

- ・家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

<注意点>

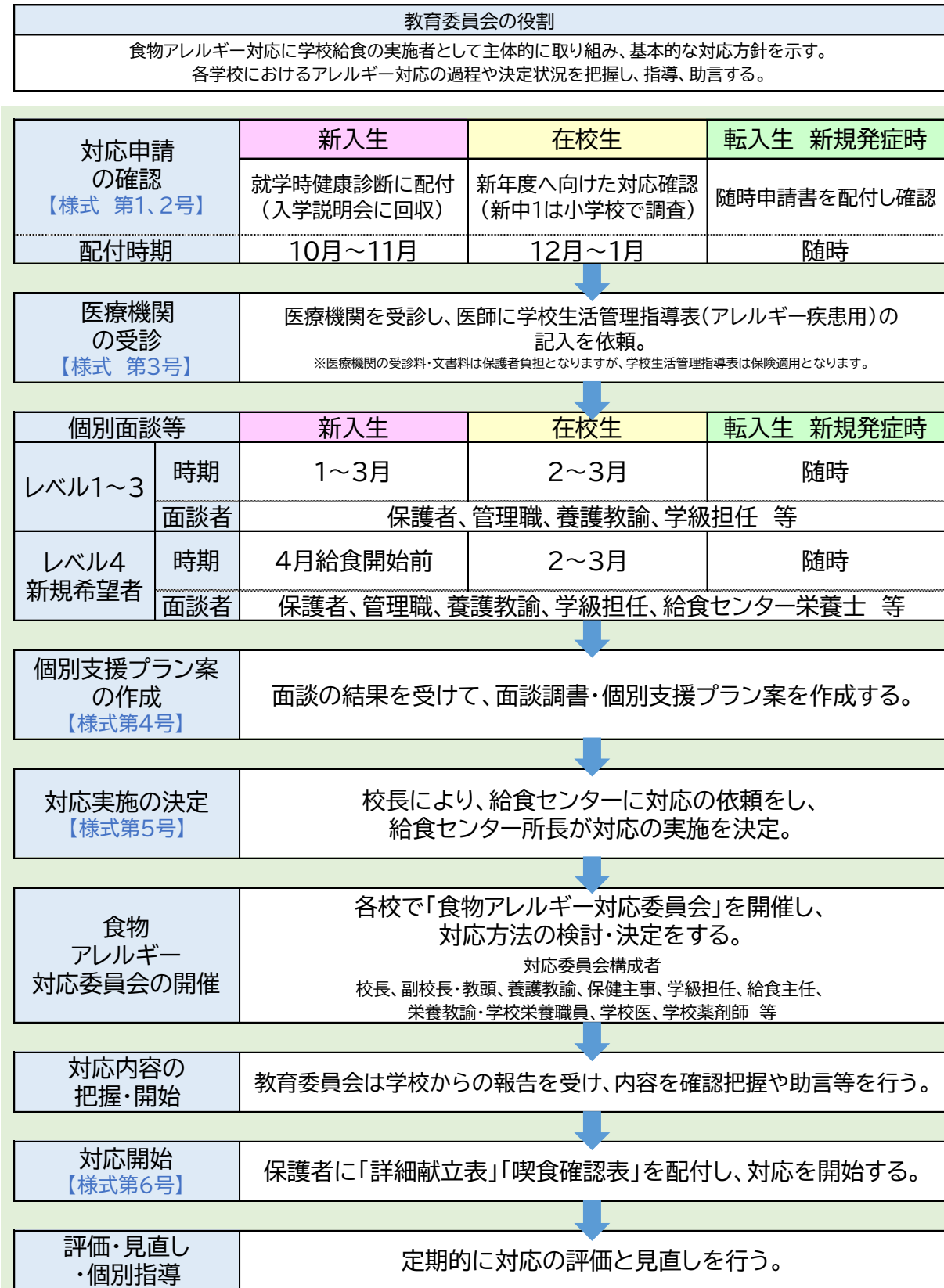
- ・代替食は卵・乳のみの対応とします。
- ・給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。
- ・保護者は、喫食確認表で希望の代替食を選択し、給食センターに提出します。
- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品^{*}は、基本的に除去はしません。詳しくはp. 9をご確認ください。
- ・該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。
- ・誤食を防ぐため、原則として専用の容器から直接食べるようにします。
- ・除去した食材や通常献立の栄養量に満たない場合もあることについて理解を求めます。

※文部科学省「[学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）](#)」p.19を参照してください。

4 対応申請の確認から対応開始までの流れ



(1) 学校給食における対応フローチャート



第2章 給食センターの対応

1 給食センターでの献立作成・調理

(1) 原則として使用しない食材

【そば、ピーナッツ、くるみ、カシューナッツ、アーモンド】

原則として、給食では上記の食品は使用しません。

※他の食材の加工工場内で上記の食品を使用している場合があります。

※同工場内、同一製造ラインで使用している場合は、この対象とはなりません。

(2) 考慮して使用する食材

【卵・乳・小麦・えび、かに】

次のように提供方法などを工夫します。

- ・提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とします。
- ・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮します。
- ・同じ原因食物を使用する日が続かないようにし、その原因食物が使用されない日を作るなど考慮します。

また、献立を作成する際は以下の点を考慮して食材を選定します。

- ・卵や乳が含まれていないベーコンやソーセージを選定します。
- ・卵や乳が含まれていないかまぼこなどの練り製品を選定します。
- ・卵が含まれていないパンを選定します。
- ・卵を使っていないノンエッグマヨネーズを使用します。
- ・唐揚げでは、小麦粉のかわりに片栗粉を使用します。
- ・フライの衣に卵を使用しません。
- ・ハンバーグに卵や牛乳を使用しません。

(3) 調味料・だし・添加物について

対応指針では「調味料・だし・添加物については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品については、基本的に除去する必要はありません。」と示されています。



原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称: 肉だんご
 原材料名: 豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
 このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について

守谷市でこれまで行ってきた「別メニュー」の提供は、保温・保冷ができず、提供できる料理も限られていました。

そこで令和5年度より、卵（鶏卵）乳（牛乳・乳製品）を含む主食と料理に限り、希望者に専用の容器で代替食を提供します。

(1) 対象

卵もしくは乳もしくはその両方の食物アレルギーと診断され、家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

(2) 代替食の内容

給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。

ア 卵アレルギーを有する場合の献立例

通常給食



ごはん 牛乳 にらまんじゅう
野菜いため 卵の中華スープ

代替食希望者の給食



ごはん 牛乳 にらまんじゅう
野菜いため 豆腐の中華スープ

変更内容

卵の中華スープ
→豆腐の中華スープ

イ 乳アレルギーを有する場合の献立例



コッペパン 牛乳 チキンソテー
チーズサラダ ミネストローネ



ごはん チキンソテー

コッペパン
→ごはん

チーズサラダ
→フレンチサラダ

牛乳
→牛乳減免

ウ 主な主食・おかずの代替食例

コッペパン（乳） → ごはん 卵スープ（卵） → 野菜スープ
シチュー（乳） → 豆乳スープ オムレツ（卵） → 豆腐ハンバーグ

※主食のごはんは、市内のごはん業者から提供します。

(3) 容器

代替食を希望した料理は、以下の容器で提供します。誤配防止のため、学校名、学級、名前を記載します。また、事故防止のため、原則として容器から直接食べるようにします。



スープジャー
(汁物)



おかず用保温保冷容器
(サラダ・煮物)



小容量配食容器
(主菜)

(4) 調理・提供の工夫

以下のように調理や提供方法を工夫します。

ア 原因食物の明確化

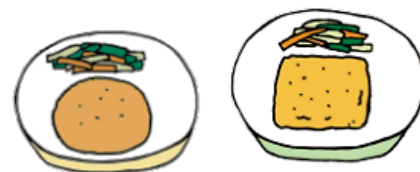
通常の給食で、原因食物が料理に使用されていることが一目でわかるようにします。また、献立表や料理名も「イタリアンスープ」ではなく「卵のイタリアンスープ」にするなど、工夫します。

例：ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる。



イ 安全な代替食の提供

原因食物が入っている料理と、除去した代替食の料理で色や形を変えてわかりやすくします。また、事故防止のため、代替食に関してはおかわりをしません。そこで、代替食は通常の給食よりも多めに提供します。



ウ 調理器具、食材、人、場所の差別化

代替食を調理する作業を差別化します。調理はアレルギー専用調理室で行い、事故予防につなげます。また、専任の調理担当者を配置し、他と異なるエプロンを着用するなど、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。

(5) やむを得ず、急な献立変更を行う場合

材料の確保の問題や調理の都合でやむを得ず、急な献立変更をする場合があります。その際は次の通り対応します。

ア 給食センターから学校長へ変更内容を連絡します。

イ 学校は、保護者へ変更内容を連絡します。

ウ 学校は、保護者の確認に基づいて対応します。

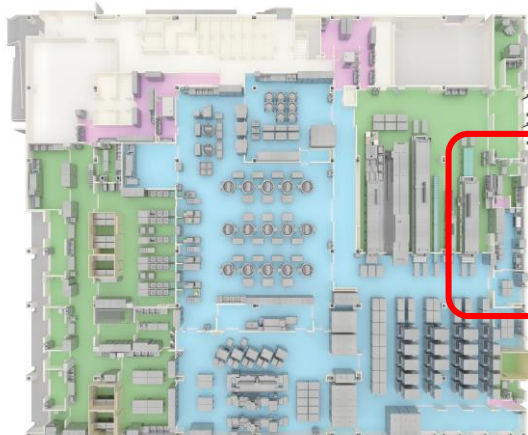
(6)代替食の受配時の場所・方法

あらかじめ、確認作業の方法（確認者やタイミング）を決め、チェック表を用いることで誤配防止につなげます。

- ア 調理員：給食センターで調理、配食、積み込み時にチェック表に記入します。
- イ 配送員：学校で、配膳員に受け渡した時にチェック表に記入します。
- ウ 配膳員：学校で、コンテナ受け取り時にチェック表に記入します。
また、ワゴンを別にするなど安全に保管、引き渡しができるようにします。
- エ 担任：教室で、受取時にチェック表に記入します。

確認者	サイン	確認項目（□はチェック✓を入れてください）
給食センター	調理員 栄養士	原因食品を除去して調理し、容器に入れた。
		配食忘れがないか確認した。
		コンテナに積み込んだ。 □ 学校名・クラス・名前確認
学校	配膳員	除去食容器を受け取った。 □ 学校名・クラス・名前確認
	→ 一本人	確認表と除去食容器を職員室に届けた。（または担任に手渡した。）
		確認表と除去食容器を受け取った。
	教室	
		除去対応をした料理について、おかわりや児童生徒間での交換などは行わないように確認をした。

チェック表



給食センター調理室内図



アレルギー専用調理室

第3章 教室での対応

1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目などを取り決めます。特に代替食について、通常の給食との違いを担当、児童生徒本人が確認する方法を決めるようにします。

また、給食の時間中に誤食事故が起きないようにルールを決めるなどの配慮をします。

(1) 給食の時間中のルール例

- ◇献立内容の確認方法
- ◇給食当番の役割確認
- ◇配膳時
- ◇おかわりなどを含む喫食時の注意事項
- ◇片付け時
- ◇その他交流給食や担任が不在時の注意事項

2 レベル別の教室での対応

レベル別の教室での対応を以下に示します。また、全体を通して、配膳や片付けに関しては保護者の確認に基づいて対応します。

(1)レベル1 詳細な献立表対応の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・誤食が起きないように、原因食物と給食の内容を毎日確認します。

【児童生徒】

- ・保護者との確認に基づいて、自分自身で確認し除去対応を行います。

(2)レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・一部給食を食べる場合は給食内容を把握し、誤食事故がおきないように注意します。

【児童生徒】

- ・持参した弁当が自分のものであるか確認します。
- ・保護者との確認に基づいて対応します。

(3)レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)の場合

【学級担任】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。
- ・飲むヨーグルト等なども牛乳減免の対象となることに注意します。

【児童生徒】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。

(4)レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。
- ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。
- ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。
※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。
- ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。

【児童生徒】

- ・学校名、学級、名前や料理を確認してから食事を始めます。
- ・代替食のおかわりはしません。
- ・代替食の容器は、来た通りに返します。

第4章 学校給食における事故発生時の対応

ガイドラインでは、緊急時の対応について「アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃から準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要です。日頃からの準備はアレルギー対応委員会の中で行います。緊急時に適切な行動ができるようにするため、「緊急時対応マニュアル」の整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要です。」と示されています。

なお、詳細については（公財）日本学校保健会が作成している[ガイドライン](#)や文部科学省 HP [「学校給食における食物アレルギー対応について」](#)を参照してください。

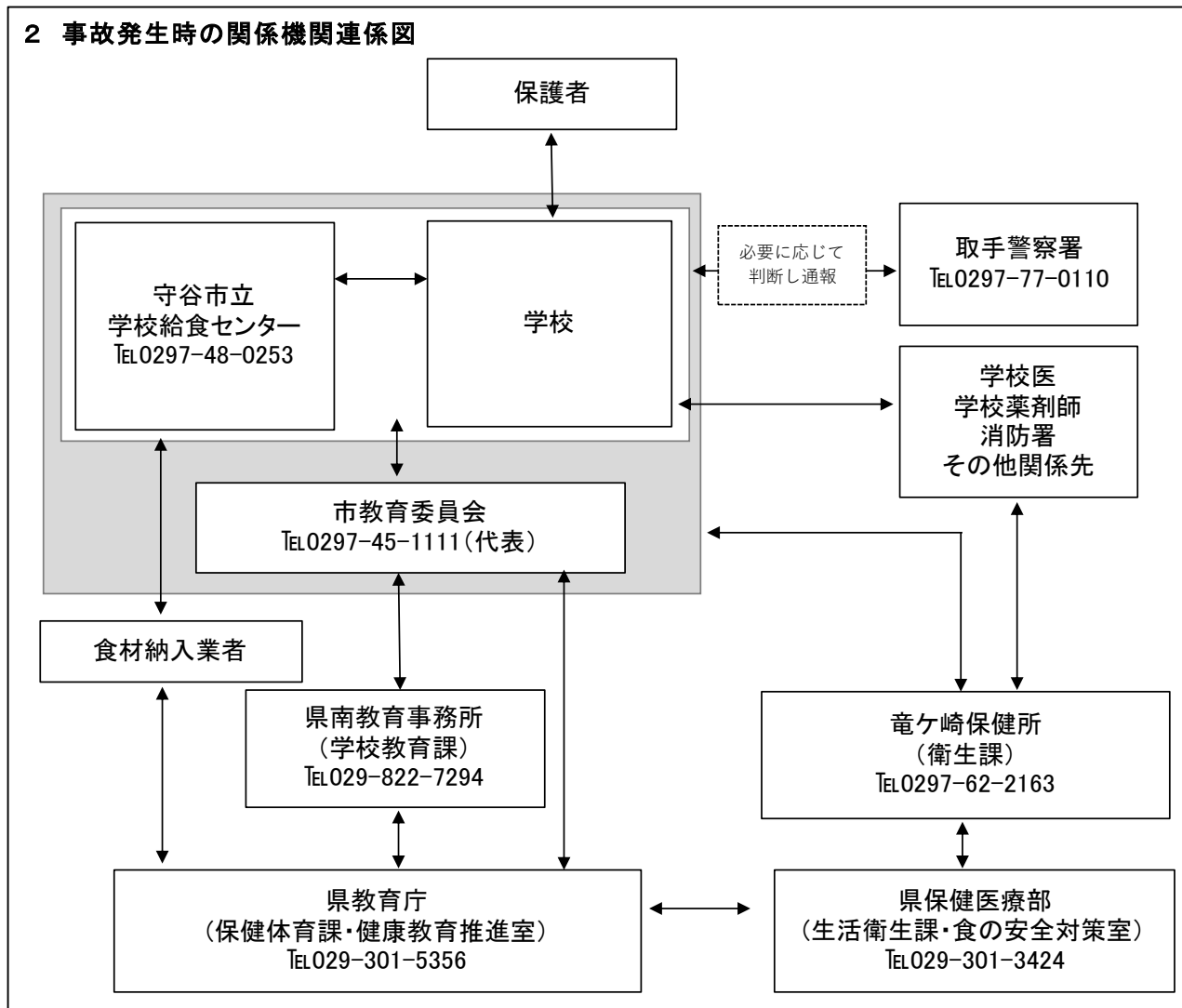
1 事故発生時の対応

学校給食に起因すると思われる事故が発生した場合には、次の事項に留意し、速やかに適切な措置を講じます。

- ア 必要に応じて学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。
- イ 学校医の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休校、消毒その他事後措置の計画に基づいて予防措置を行うこと。
- ウ 保護者、その他関係方面に対しては、状況を周知させ協力を求めること。
- エ 事故の発生原因については関係機関の協力を求めて、これらを明らかにするよう努め、その原因の除去、予防に努めること。
- オ 事故が発生した場合、学校は下記関係図に基づいて速やかに関係機関へ連絡すること。なお、終結の場合も同様とする。

守谷市 学校給食における事故発生時の対応フローより引用

2 事故発生時の関係機関連絡体制



守谷市 学校給食における事故発生時の対応フローより引用

3 緊急時の対応(参考)

[「東京都食物アレルギー緊急対応マニュアル」](#)

17ページから21ページは、東京都の承諾を【申請中】。

参考資料

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
(令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiel_dfile/2015/03/26/1355518_1.pdf
(平成27年3月 文部科学省)

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf
(令和3年3月 消費者庁)

「学校給食における食物アレルギー対応について」 (文部科学省 HP)
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm

「東京都アレルギー情報 naxi.」 (東京都福祉保健局)
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/index.html>

資料

- 【様式第1号】 食物アレルギー対応申請書 (新規・継続・中止)
- 【様式第2号】 給食費 (牛乳代) 減免申請書 (新規・継続・中止)
- 【様式第3号】 学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)
- 【様式第4号】 食物アレルギー面談表 (個別支援プラン)
- 【様式第5号】 食物アレルギー対応決定通知
- 【様式第6号】 詳細献立表・喫食確認表

守谷市立学校長 様
守谷市立学校給食センター所長 様

食物アレルギー対応申請書（新規・継続・中止）

この度、医療機関で診断を受けましたので、下記のとおり食物アレルギー対応を（新規・継続・中止）申請します。

1 食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		
緊急連絡先TEL				

2 給食対応内容

希望する対応内容（希望する内容に○をつける）	レベル1	詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル2	給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル3	除去食対応（飲用牛乳の停止、別紙参照）
	レベル4	代替食対応（卵・乳を含む主食や料理の代替食を希望する）
※新規申請及び診断結果に変更がある継続申請者は裏面の調査票を記入してください。		

・ 詳細な献立表の配付は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも、あわせて提供することとなっています。

3 添付書類

- ・ 学校生活管理指導表

裏面もあります

食物アレルギー等に関する調査表

1 食物アレルギーを起こす原因食品について記入してください。

原因食品	診断時の年齢	アナフィラキシーの発症	症状（○をつける）	特記事項	家庭での対応（○をつける）
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと食べている ・特に配慮していない

2 処方されている薬があれば記入してください。

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	服用の頻度	例：毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ）・なし
	更新の有無	年に一度更新している・更新していない (エピペン®の使用期限は1年です)

3 原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があります。アレルギー症状が起きる可能性はありますか。

ない（給食を食べる）	ある（給食停止、弁当持参）
------------	---------------

4 食物アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよろしいですか。（周囲の理解が助けになることがある）

はい	いいえ
----	-----

5 給食当番の配慮（原因食品を含む料理の配膳をしないなど）を希望しますか。

はい（内容： ）	いいえ
----------	-----

6 聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター等で共有してもよろしいですか。

はい	いいえ
----	-----

守谷市立学校長様
守谷市立学校給食センター所長様

給食費（牛乳代）減免申請書（新規・継続・中止）

児童生徒が体質改善等により、3箇月以上牛乳の飲用を止めることが前提となります。この度、下記のとおりを学校給食における給食費（牛乳代）の減免を（新規・継続・中止）申請します。

1 飲用牛乳中止対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		
緊急連絡先 TEL				

2 申請内容

診断理由等 (希望する内容に○をつける)	食物アレルギーのため※	
	乳糖不耐症（その他病気を含む）のため※	
	その他（ ）	

※原則として診断書等の提出をお願いしております。

できない場合は下記までご相談ください。

問合せ先 守谷市立学校給食センター 電話48-0253

【表】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

提出日

名前 _____ (男・女) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

※組は記入時点で不明の場合、記入不要です。学校が記入します

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
アナフィラキシー (あり・なし)	A 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 即時型 2. 口腔アレルギー症候群 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	A 給食 1. 管理不要 2. 管理必要		電話:	
	B アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) _____) 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー _____) 3. 運動誘発アナフィラキシー _____) 4. 昆虫 (_____) 5. 医薬品 (_____) 6. その他 (_____)	B 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要		★連絡医療機関 医療機関名:	
	C 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 _____ 》 【除去根拠】 該当するものを《 》内に記載 2. 牛乳・乳製品 《 _____ 》 ① 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 3. 小麦 《 _____ 》 ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 4. ソバ 《 _____ 》 () に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ 《 _____ 》 _____) 6. 甲殻類 《 _____ 》 (すべて・エビ・カニ) _____) 7. 木の実類 《 _____ 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) _____) 8. 果物類 《 _____ 》 _____) 9. 魚類 《 _____ 》 _____) 10. 肉類 《 _____ 》 _____) 11. その他1 《 _____ 》 _____) 12. その他2 《 _____ 》 _____)	C 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要		電話:	
	D 緊急時に備えた処方薬 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3. その他 (_____)	D 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		記載日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要な食品欄に○がついている場合は、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります 鶏卵: 卵殻カルシウム 牛乳: 乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦: 醤油・酢・味噌 大豆: 大豆油・醤油・味噌 ゴマ: ゴマ油 魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類: エキス	E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要な食品欄に○がついている場合は、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります		医師名 _____ (印)	
	F その他の配慮・管理事項(自由記述)	F その他の配慮・管理事項(自由記述)		医療機関名 _____	
気管支ぜん息 (あり・なし)	A 症状のコントロール状態 1. 良好 2. 比較的良好 3. 不良	A 運動(体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要		★保護者 電話:	
	B-1 長期管理薬(吸入) 1. ステロイド吸入薬 (_____) (_____) 2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 (_____) (_____) 3. その他 (_____) (_____)	B 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		★連絡医療機関 医療機関名:	
	B-2 長期管理薬(内服) 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 (_____) 2. その他 (_____)	C 宿泊を伴う校外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		電話:	
	B-3 長期管理薬(注射) 1. 生物学的製剤 (_____)	D その他の配慮・管理事項(自由記述)		記載日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
	C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 (_____) (_____) 2. ベータ刺激薬内服 (_____) (_____)	C 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 (_____) (_____) 2. ベータ刺激薬内服 (_____) (_____)		医師名 _____ (印)	
	D 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 (_____) (_____) 2. ベータ刺激薬内服 (_____) (_____)	D 発作時の対応 1. ベータ刺激薬吸入 (_____) (_____) 2. ベータ刺激薬内服 (_____) (_____)		医療機関名 _____	

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

※組は記入時点で不明の場合、記入不要です。学校が記入します。提出日

名前 _____ (男・女) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____ 学校 _____ 年 _____ 組 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 重症度のためやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症:面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。 2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。 *軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *強い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変		A プール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(「プロトピック®」) 3. 保湿剤 4. その他 (_____)		B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 [_____]	B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要	医師名 _____ (印)
	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤		C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要		医療機関名 _____
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 (_____)		A プール指導 1. 管理不要 2. 管理必要		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 (_____)		B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		医師名 _____ (印)
			C その他の配慮・管理事項(自由記載)		医療機関名 _____
アレルギー性鼻炎 (あり・なし)	病型・治療		学校生活上の留意点		記載日
	A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春、夏、秋、冬		A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要		令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
	B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法(ダニ・スギ) 4. その他 (_____)		B その他の配慮・管理事項(自由記載)		医師名 _____ (印)
					医療機関名 _____

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

食物アレルギー面談表（個別支援プラン）

面談日	令和 年 月 日
面談者 (○をつける)	校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食センター栄養士
記録者	

食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名		保護者氏名		

①給食対応内容

	レベル1 詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル2 給食の中止（完全弁当対応：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル3 牛乳提供停止（飲用牛乳減免：アレルギーでなく牛乳停止のみの希望者）
	レベル4 代替食提供（卵と乳を含む主食やおかずの代替食を希望する）

②食物アレルギーを起こす原因食品

原因食品	診断時の 年齢	アナフィラキ シーの発症	症状（○をつける）	特記事項	家庭での対応（○をつける）
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない
	歳	有・無	発疹・かゆみ・唇の腫れ 呼吸困難・咳・喘鳴 腹痛・嘔吐・下痢 その他（ ）		・食べていない ・医師の指示のもと 食べている ・特に配慮していない

③処方されている薬

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	服用の頻度	例：毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所： ）・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ）・なし
	更新の有無	年に一度更新している・更新していない（エピペン®の使用期限は1年）

【裏面もあります】

④原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも、工場等で他の食品が微量に混入する可能性があるが、アレルギー症状が起きる可能性はあるか。

ない（給食を食べる）	ある（給食停止、弁当持参）
------------	---------------

⑤アレルギーがあることをクラスの子供達に伝え、献立表等を教室に掲示してもよいか。（周りの理解で助かることもある）

はい	いいえ
----	-----

⑥給食当番の配慮（原因食品を含む料理の配膳をしないなど）を希望するか。

はい（内容： ）	いいえ
-------------	-----

⑦聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター・学校医等で共有してもよいか。

はい	いいえ
----	-----

⑧かかりつけの医療機関

⑨校外学習や調理実習、生活上での留意点

例：調理等で食材を使用するときは担任と相談する。校外学習でのおやつ交換はしない。

⑩過去に除去していたが現在食べられるようになった食品等

⑪その他、保護者の方が気になっていること、要望等

【保護者への確認事項】

- 面談を実施し、上記の内容に間違いはない
- エピペン®を所持している場合は、消防本部・学校医等へ情報を提供してよい

【保護者からの提出書類】

- 様式第1号 食物アレルギー対応申請書・食物アレルギー等に関する調査表（両面）
- 学校生活管理指導表

様式第5号

令和 年 月 日

守谷市立小中学校長 様

守谷市立学校給食センター所長

食物アレルギー対応決定通知

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を行いますのでお知らせいたします。

記

1 学校給食食物アレルギー対応開始日

令和 年 月 日

2 該当者

食物アレルギー児童生徒一覧 参照

【問い合わせ先】

守谷市立学校給食センター

TEL : 0297-48-0253

FAX : 0297-48-5388

E-mail : kyuushoku@city.moriya.lg.jp

喫食確認表 (案)

学校 年 組 番 児童生徒氏名

日	給食での対応			弁当持参 その他連絡	日	給食での対応			弁当持参 その他連絡
	献立	食べる○ 食べない×	代替食を 希望する…○ しない…空白			献立	食べる○ 食べない×	代替食を 希望する…○ しない…空白	
1 (木)	ごはん 春巻き 豚肉のオイスター炒め 中華スープ				1 (金)	ごはん オムレツ りっちゃんサラダ ハヤシシチュー			
2 (金)	ごはん さんまのピリからソース おひたし ごまみそ汁				2 (火)	黒パン いなだのオーロラソース きのことコーンのソテー 卵とほうれん草のコンソメスープ			
5 (月)	ごはん 鮭のみそマヨネーズ焼き 鶏肉と野菜のいためもの さつまいものみそ汁				2 (水)	ごはん 肉じゃが からしあえ きのこたっぷりみそ汁 のりふりかけ			
6 (火)	ミルクパン 鶏肉のマスタードソース焼き ポテトサラダ コンソメスープ				2 (木)	ごはん ハンバーグトマトソース 野菜のカレー炒め キャベツのコンソメスープ			
7 (水)	ごはん うさぎ型ハンバーグ 天根サラダ 小松菜と里芋の味噌汁 お月見ゼリー				2 (月)	ごはん 焼き餃子 (2個・3個) パプリカサラダ 厚揚げの中華煮			
8 (木)	ごはん 鶏肉のしょうが炒め 油揚げとえのきのごまあえ 豚汁				2 (火)	焼きそば メンチカツ グリーンサラダ ヨーグルト			
9 (金)	ソフトめん かぼちゃの天ぷら いんげんとツナのサラダ もやし肉みそスープ				2 (水)	玄米ごはん タコライス 野菜のおかかあえ たまごともずくのスープ			
1 (月)	ごはん いかフリッター (2個) ツナサラダ チキンカレー				2 (木)	ごはん ホキの甘酢あんかけ キャベツとりのりのサラダ 小松菜の中華スープ			
1 (火)	コッペパン フランクフルト チリコンカン 豆乳コーンスープ				3 (金)	ソフトめん 野菜のかき揚げ 豆腐のそぼろ煮 五目うどん汁			
1 (水)	ごはん なすのさっぱり炒め ブロッコリーのおかかマヨあえ 油揚げともやしの味噌汁								
1 (木)	ごはん わかさぎフライ (2尾) 豚肉の味噌炒め キムチスープ								
飲み物	牛乳				緊急用	のりふりかけ レトルトカレー			

コロナ禍における学校給食食材の高騰による賄材料費の補正について

1 目的

コロナ禍の影響等により、給食材料費が高騰しており、保護者が負担する学校給食費の額が増えることが懸念されます。

そのため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により不足が見込まれる給食材料費の予算を増額するものです。

これにより、学校給食費を値上げすることなく、従来どおり栄養バランスや質・量を保った学校給食の安定的な提供を図るものです。

2 対象

市立小・中学校の児童生徒及び教職員等

3 補正額の根拠等

主食は年間をとおして提供日数が決まっており、必要となる費用が予測できます。また、油や野菜についても概ね年間で使用する量の予測ができることから、高騰している小麦製品の主食及び油、野菜の値上げ分を、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、賄材料費の補正をするものです。

(1) 補正額 10,885千円

項目	当初予算額	補正額	補正後予算額
賄材料費	399,183千円	10,885千円	410,068千円

※補正額内訳 小学校児童：6,863,281円、中学校生徒：3,088,719円、
教職員等：933,000円

(2) 積算根拠（令和4年4月～令和5年3月）

単位：円

材 料	当初計上額	執行見込額	不足額
小麦（パン、ソフトめん等）	21,490,673	22,896,591	1,405,918
油	1,461,240	1,880,801	419,561
野菜	31,901,248	40,959,821	9,058,573
計	54,853,161	65,737,213	10,884,052

4 財源

児童生徒・・・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,952千円（国10/10）
教職員等・・・学校給食費 933千円

5 現在の給食費

現在の給食費は、守谷市立学校給食費取扱要綱で次のとおり定めています。

○守谷市学校給食費取扱要綱（抜粋）

（学校給食費）

第2条 学校給食費(以下「給食費」という。)の額は、次のとおりとする。

小学校の児童 4,207 円

中学校の生徒 4,536 円

小・中学校及び給食センターの職員 4,536 円

2 給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の運営予定日数で除して得た額とする。

6 見直し案

8月臨時議会で賄材料費を補正した額のうち、職員分に該当する額が933,000円となっております。その額を職員一人あたりの給食費に加えて算出すると、一月あたり268円値上げし、月額4,804円としたいと考えています。

なお期間は令和4年10月から令和5年3月までとします。

【給食費見直し額算出根拠】

※人数は令和4年5月1日現在で算出

補正額うち職員分		職員数		実施月		一月あたり増額
¥ 933,000	÷	581	÷	6ヶ月	÷	¥ 268
		給食費月額				
		4,536	+	268	=	¥ 4,804